

『御堂関白記』における都市空間認識

佐々木 日嘉里*

The Recognition of the City Space in "Midoukanpaku-ki"

Hikari Sasaki

In Japan, about 1200 years ago, the capital named Heiankyo was laid out in a grid pattern. However, it started changing to accommodate the needs and wishes of its residents. The Heiankyo city began to expand both eastwards and northwards, at the beginning of the latter half of the 10th century. In the first half of the 11th century, many buildings were built on its outskirts, and a new big street was constructed on the eastside of Heiankyo, and alleys were on the increase not only inside but also outside of the city. In this way, Heiankyo had taken on a new aspect.

In my research, I tried to find out a recognition of the city space in a diary written by Fujiwara-Mitinaga in about the 11th century as "Midoukanpaku-ki". As a result of it, it became clear that the author was not interested in the Nisikyo area where he had no person who was influential to his political condition. The recognition of the city space of this author was based not on the pure spatial conception but on a certain personal connection.

緒言

「平安京」は八世紀末、律令制度の具現化及び象徴として計画的に造営され命名された都城である¹。しかし政治の核となる律令制度の枠組みが壊れるに従い「平安京」の空間が持つ性格も変化したと考えることができる。

「平安京」の景観上の変化を示す史料としてよく引用されるのが「池亭記」である。これは天元五年(922)慶滋保胤によって書かれたもので、これにより当時の「平安京」の有様を具体的に知ることができる²。例えば、十世紀後半の平安京は左京に比べ右京はすでに荒廃していたこと、左京のうち四条以北の西北部・東北部に人が集中していたこと、二条大路以北の地価は高いこと、あるいは京城内で宅地を求められない者は北野・鴨川隣に居住地を求めたこと等である。

慶滋保胤の表現に多少の誇張があることを考慮しても、律令制に基づいた支配体制が変質し、それに伴い「平安京」の景観が変化していった様子が「池亭記」により理解できる。また、これまでの平安京に関する様々な研究の成果により、十世紀後半から十一世紀の初めの平安京、及び平安京周辺部(特に北部・東部)における、道路網の発達や家並の拡大、それに伴う社会の仕組みの変

* 建設工学科 建築学専攻

化などが明らかになった³。

このような都市的景観の変化や社会システムの変化の過程で、当時の平安京の住人が「平安京」をどう意識し、都市化への変化をどのように認識していたのであろうか。

この問題を解明するための基礎作業として、平安時代後期すなわち律令制度の崩壊が始まり、時代が古代から中世へと移行する十世紀以降の文献を調査する必要がある。文献中に現れる平安京関係の記述を総合的に検討することで当時の人々の平安京に対する共通認識を明確化することができるからである。

こうした観点から、これまでに「大鏡」「栄華物語」「紫式部日記」「和泉式部日記」「枕草子」の各史料から平安京に関する記述を抽出しそれらの用法を考察した。その結果これらの史料に同様の意味で用いられている共通の言葉を見出すことができた⁴。「京は」「京の程は」と使用する時は 一条大路以南、東京極大路以西、七条大路以北、朱雀大路以東で囲まれた空間を意味しており、右京は「西京」「西の京」と呼び「京」地域とは区別した用い方をしていたことが明らかになった。すなわち、大宝・養老律令に規定された「平安京」とその後の「京」制度、とは異質な空間として認識されていたと考えられる。

先述したように、十世紀には、社会システムの変化（税制度、支配制度、土地制度の仕組み等が変化したこと）や、景観上の変化（一条大路以北 東京極大路以東にも都市域が拡大していたこと）が起きていたにもかかわらず、拡大した地域はあくまでも「平安京」の外部であり、一条大路、東京極大路それぞれの大路を「京」空間の境界と認識していたことも明らかになった。即ち、実際の景観上の都市域と意識内の都市域にずれが生じているのである。

左京と右京に関しても、単に景観上の違いだけで、右京は人家も少なく荒れて寂れているから、「西京」と呼び、左京は「都市的」要素を持った空間、即ち建物が立ち並び人が集住する賑わいのある空間だから「京」と呼ぶ、といった単なる名称の置き換えではない、と考えられる。「京」空間には「平安京」たらしめる何か別の要素も合わせ持つ空間であったにちがいない。その空間の質の違いを示す境界が一条大路であり東京極大路であり、朱雀大路であった、と考えられる。この質の違いが何に起因するものかを分析することが今後の研究の課題である。

本研究では十世紀末から十一世紀初頭にかけて記された「御堂関白記」を史料として取り上げ、文中の都市空間に関する記述を集め、その使われ方を分析し作者がどのように都市空間を認識していたのかを考察する⁵。

「御堂関白記」について

「御堂関白記」は藤原道長が記した日記文である。散逸したものもあるが自筆本十四巻（一年二巻）古写本二十六巻（一年二巻）が現存する。自筆である故、年代や筆者の意識も特定できる非常に貴重かつ有効な史料であると言えよう。日記の記述は自筆本では長徳四年（998）を初出とし寛仁五年（1021）九月までの二十二年間にも及ぶ。ただし「御堂御記抄」には長徳元年（995）からの記述残されており「五月十一日、宣旨、十四日、吉書、」と記されている⁶。即ち内覽宣旨を得、右大臣の地位を決定的にしたこの重大な出来事を契機に日記の記述が始まると考えられる⁷。長

徳元年(995)から始まったのであるなら、道長三十歳の時から五十六歳までの二十五年もの長きに渡り日記は続けられたことになる。その後道長は、盛大な落慶法要の営まれた法成寺において万寿四年(1026)六十二歳で亡くなっている。

本来日記の最大の目的は公事・儀式の記録化であるが、「御堂関白記」では執務内容及び公事次第の詳細な説明の他、その日の天気や道長の個人的な行動、病状、感想、その他火事や事故などの出来事等も記されている。

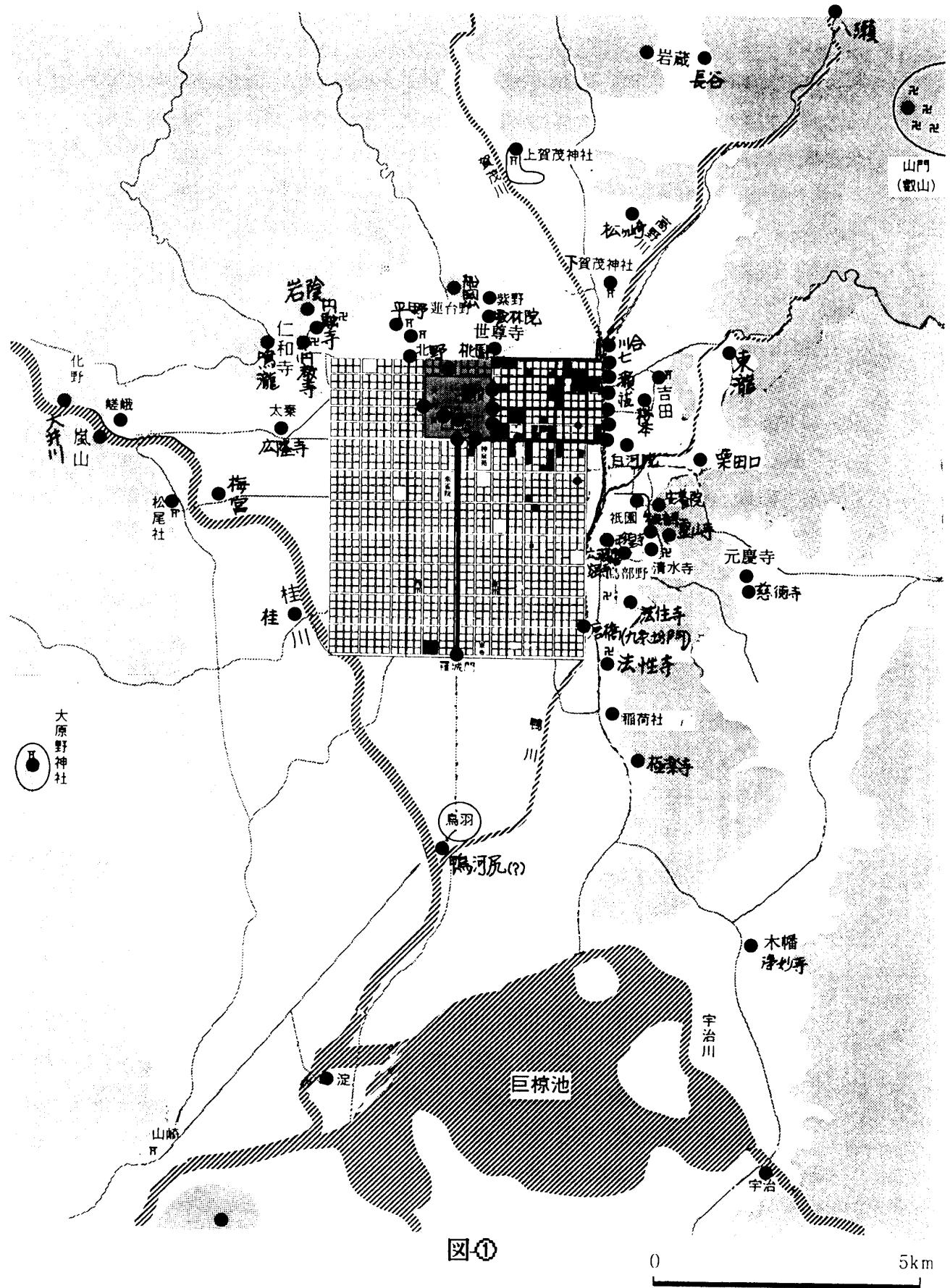
日記の書かれていた時期は娘の彰子、妍子、威子の三人を次々に立后させ、左大臣として又天皇の外戚として栄華の絶頂を究めていく過程でもあった。即ち日記の記述は当時の政治の機構や、政治的権力を獲得する過程を具体的に知る手がかりとして極めて重要な史料であると言えよう。

考察

「御堂関白記」に現れる都市空間に関する記述として、建築名(内裏関係、邸宅名、寺社名)、地名、大路名、地域名を抽出し、道長の日常生活に関わり合いのある空間として図に示した。その他行事に関しても、執り行われた場所が確認できるものは地図上に示した。(図-①)以下がその全記述である。

- ・内裏(清涼殿、後涼殿、姿女町) 大内裏(豊楽院、大歌所、大藏省、朱雀門、陽明門、上東門)
大学寮、羅城門
- ・邸宅名: 一条院、一条第、土御門殿、枇杷殿、小一条院、高倉殿、花山院、高陽院、冷泉院、
二条院、東三条院、小二条殿、三条院、朱雀院、陽成院、堀河院、高松殿、白河院、
法興院、四条家(源雅道宅)、町尻(二条殿)、源俊賢、源高雅宅、源扶義宅、
平維経宅、藤原齋信宅、藤原道綱邸、源満正宅、藤原教通宅、藤原通任宅、藤原輔公邸、
藤原濟家宅、藤原為盛宅、
- ・寺社名: 賀茂社上、下、石清水八幡宮、大原野、梅宮、松尾社、北野社、平野社、吉田社、
稻荷社、祇園社
法興寺、無量寺、法住寺、法性寺世尊寺、雲林院、広隆寺、元慶寺、慈徳寺、仁和寺、
円融寺、円教寺、清水寺、靈山寺、觀音寺、山寺、仁和寺、珍光寺、妙覺院、感神院、
木幡堂、真言院、仏眼寺、長谷寺、円成寺、觀音院、觀音寺、安養院、西寺、極樂寺、
桜本寺、布施堂
- ・地名: 宇治、大井、桂、太秦、右近馬場、木津、木幡、舟岡、柴野、嵯峨、唐橋、賀茂、山階、
白河、石藏、大原野、鴨尻、川合、耳駁河、松ヶ崎、巖蔭、東龍、西瀧(鳴瀧)
- ・大路: 一条大路、二条大路、大宮大路、上東門大路、待賢門大路、土御門大路、西洞院大路、
東洞院大路、近衛御門大路(陽明大路)、六角小路、京極、富小路、春日小路、油小道、
高倉小路、鷹司小路、町尻、子代小路、一条橋、
- ・行事: 石山詣、大嘗會、子の日、行幸、行啓、長谷詣、大井での逍遙、宇治での逍遙、
御祓い、入内、出産、葬送、駒競、大饗
- ・地域名: 西京、京

「御堂関白記」に現れる建築物及び行事の場 分布図



义-1

道長の日常生活に関わり合いのある空間を、地図上にプロットした場所の分布図（図①）で見ると、寺院や神社など郊外への参詣以外は邸宅と内裏を中心とした平安京の北東部のごく限られた地域に偏っていることがわかる。平安京内の大路に対する記述も北東部にのみ限られている。但し、地図上にプロットできなかった項目の中には平安京の北東部以外の地域も含まれており、それは場所が確定できなかった数ヶ寺と「京」「西京」という地域全体を示す記述である。寺院に関しては、「平安京」の郊外にあるはずであるから直接平安京と関わらないので論外とする。

「西京」に関しては、二十数年間の記録の中で、以下に示した三例現れるだけである。

- 甲戌、以戌時渡西京大藏属秦連理宅。 (長保元年十月大廿五日条)
- 戌時許西京有火事。 (長保二年正月四日条)
- 今夜參内、途中内方有火筋、非他所、依駄參西京也。 御前試跡如常、 (長保六年十一月十六日条)

たとえこれらの記述の場所が確定されたとしても、全体からみればわずか三例にすぎない。道長の日常生活の場は平安京の北東部に限定されており、「西京」に対する関心が極端に低いことが明白となった。

こうした傾向は、道長だけではなく、この時代の他の貴族階級の者も同様であったことが筆者のこれまでの研究でも明らかになっている³。

「西京」に対する関心の低さは、使用頻度数の低さからだけではなく、人間関係のつながりからも理解できる。それは火事の際での道長の行動によく現れている。上述した「西京」に関する三例のうち、二例は火事に関する記述であるが、日記全体での火事の記述は四十六例にも及ぶ。恐らく実際の火事の件数はもっと多かったであろうし、散逸した中にも「西京」に関する火事のことが記載されていたかもしれない。しかし西京での火事の記述が四十六例中わずか二例に過ぎず、その内容も「西京有火事」（長保二年一月四日条）など一言で片づけられている。また「今夜參内、途中内方有火筋、非他所、依駄參西京也」（長保六年十一月十六日条）という記述は、他所ならず内裏で火事があったのか、と急いで駆けつけてみると「西京」での火事であった、という内容であるが、言い換えれば、「西京」での火事ならば大したことはない、という道長の判断が感じられる。このことからも道長の「西京」に対する認識の低さが伺われる。また「西京」であるとは書かれていながら、「西方在火、驚參大内。依火速還出。」（寛弘五年十月二十二日条）などをみても、西部に対する距離の遠さや興味の低さを表していると考えられよう。

それでは道長にとって重要な場所とはどこであるのか。これを明らかにするために、まず火事の記述四十六例中、場所が確定できる物をとりあげ、その中から、道長が火事の報告を受けて行動に移したものと、報告だけで終わっているものに分類し地図上に示した。（図②）

《火事の報告を受けて行動に移したもの》

- 參院、夜部有北廊放火事、召別当仰。 (長保二年正月九日条)
- 西方有火、赴見内裏。 (寛弘二年十一月十五日条)

- 亥時許未申方火見、冷泉院御在所南院、馳入東三条御西門召、東対御裝束御座、夜深還出、
花山院參給諸卿皆以參入。 (寛弘三年十月五日条)
- 寅時一条院燒亡、御縫部司應室人人參入。 (寛弘六年十月五日条)
- 退出後西方在火、驚參大内、依火遠還出 (寛弘六年十月二十二日条)
- 子時許、有火一条溝正宅、東宮御在所西町乃參入、有暫參内 (寛弘六年十月二十六日条)
- 子時許、未申方火、未知其處、隨身公時來申云 法興院燒亡云云、仍求乘物馳至、法華堂一字
遣他悉以燒亡、從法華院憎房出來云云、車隆圓也、候一条院。 (寛弘八年十月六日条)
- 參冷泉院、子時許西方有火、驚欲參大内、依枇杷殿近、參入從土御門、南近衛御門北西、
東院大路東西、燒亡已了、中宮上達 部十餘人參入。 (寛弘八年十一月四日条)
- 清涼殿方、人人騒聞案内、火申有之由云、御入後見之、昼御座御帳、一面燒了、見奇事不少、
女方等素服、同男方素服等、宮主領取、出河辺 祢波裏伝伝、 (寛弘八年十一月二十九日条)
- 中宮火付申、即走出見有煙、仍出門、取人馬馳 有西垣辺内膳大炊室、火付燒聞戌亥風吹付
西對(相去二余許)無為方、而忽有北風吹不付也、是所佛神助也。 (長和元年二月二日条)
- 亥時許有南方火、以人令見、大炊御間、与富小路伝、指東焼き行 法興院北藏、而後人來伝、
仍馳到、已人力不可及、去年十月法興 院燒亡、又今年如比、雖思無極為元如何、
兄取出六天大佛禮為灰 (長和元年十月十七日条)
- 未申方有火伝驚見是、東三条殿方也、仍馳就御南院伝々、此間三分二許燒御南院源中納
言早參倚自車奉出、其間他人無一人、只待官官也候伝、人々參候、定御在所、
(長和二年一月十六日条)
- 枇杷邸、此間有南方火 無殊事滅了、与女方退出。 (長和二年三月五日条)
- 丑時許人申伝、源大納言家有火、驚行向東屋火付、雖令滅付廊、仍奉安置奉取出、是皇太后宮
御司等身御佛廿七軀也 御堂未作間 所奉居也 自余雜物皆悉燒亡、佛達奉渡法興院北屋。
(長和二年十一月四日条)
- 從京人走来伝、姿女町火付焼了、件火欲付西廊間、人多上滅了、心身不覺先思、東宮御在所而
申無事由、建礼門前献御麻入御如常。 (長和二年十一月二十九日条)
- 子時許西南方申有火由、與見之、左衛門督住所伝伝、行向彼所、不取出一物云
帰来次參兩一品宮等。 (長和四年四月十三日条)
- 亥時許人申伝、有内裏火出來者、驚出見、寄南方、馳參間、從南廊燒、宣陽門南方許燒、
仍馳北陣方、入中重、玄郷町下東宮御々輦で會給、安心神、令御縫殿寮、參西方、問御在所、
御後涼殿西馬道口云、足參、式部・兵部卿等親王懸給、又殊無人御、以隨身 等召手與、
南方依り有火勢、御桂芳、其後人々多參入、御官司、從中重行西、從北御 松下、東宮相從、
御朝所、北風払々、火遷々燒、此間定御在所、可御枇杷殿由被仰、吉平申云、來十九日者、
(長和四年十一月十七日条)
- 丑終許、東方有火、見之相富士御門方、仍馳行、從惟憲朝臣宅火出遷付、馳付、風吹如佛、

二町同數屋一時成灰、先令取出大鑿朱器、次文殿文等、後還一条間、申法興院火付、即行向、不遣一屋焼亡、凡從土御門大路至二条北五百余家燒亡。 (長和五年七月二十一日条)

- 亥時許東方有火、乍驚行向、是當一条方、而王町与子代小路也、苗條數邊一条遣人、高倉尚侍問案内、參院、退出、備中守知光參。 (長和五年八月八日条)

- 戌時許東方有火、驚見之、當枇杷殿、仍馳參、西對遺聞、參付、院・宮同車給御南大路、仍奉渡高倉家、此間雨下、入々參女方參、丑時許与女方退出、明日依固物忌也、不宜思、人與、連々如此有放火、又仁和寺邊燒亡、小家五家。 (長和五年九月二十四日条)

- 今夜子時許、内東麻上古疊、入火付、而大舍人允橘惟成り見付告人、仍右兵衛尉惟孝・内舍人能高等滅了、參上、令勅許。 (長和五年九月二十八日条)

- 丑時許未申方有火、依院近參入、三条大路与町尻也。 (寛仁元年二月二十七日条)

- 此夜子時許堀河邊与南有火、仍參内、上達部多參宮御方、候南簷子數良久也、及丑時各退出。 (寛仁元年十月十八日条)

- 亥時許火見西方、在大内方、仍乍驚馳參、可然上達部・殿上人多參会、申時左大臣被来、被示孫親王宣旨慶由、尚侍方獻舞人下重。 (寛仁三年三月十二日条)

《報告だけで終わっている場所》

- 未時白雨、雷音大也、豊樂院外、並西昭復堂神落、有神火灰也、比後大雨、戌時天晴、月明、 (長保二年四月七日条)
- 後涼殿板數下火落下雜物燃、藏人隆光中宮侍長正、相消之。 (長保六年十一月六日条)
- 春日小道與高陽院有火、入夜參内。 (長保六年十二月十一日条)
- 亥時許燒亡、右衛門智家也一物不取出云云、出從叙位無宿衣、衣束帶有云云、 (寛弘四年一月五日条)

- 亥時許未申方火、間案内東宮傳大炊御門家、心地不宜、内從物忌、不問自、

- 西麻北麻上、置火人見付滅了、奇不少、子時許。 (寛弘七年八月六日条)

- 入夜故左大弁扶義家燒亡。 (寛弘七年十月十五日条)

- 此間斐甲前守能富小路宅燒亡。 (長和四年四月二十三日条)

- 夜半許人申南方有火由、以人見。 (長和四年六月七日条)

- 戌時許人云、有東宮臺御座火事者、乍驚人「足參、火滅後、御簾一間・御帳一面・壁代一燒、天井火付、而殿上人了、滅」 (長和四年十二月二十四日条)

- 亥時許東南方有火、從二条南、從東洞院大路東北邊及高倉小路云、依り一品宮近、以理義朝臣令申事由、左衛門源宗相等申燒亡由。 (長和五年八月二十八日条)

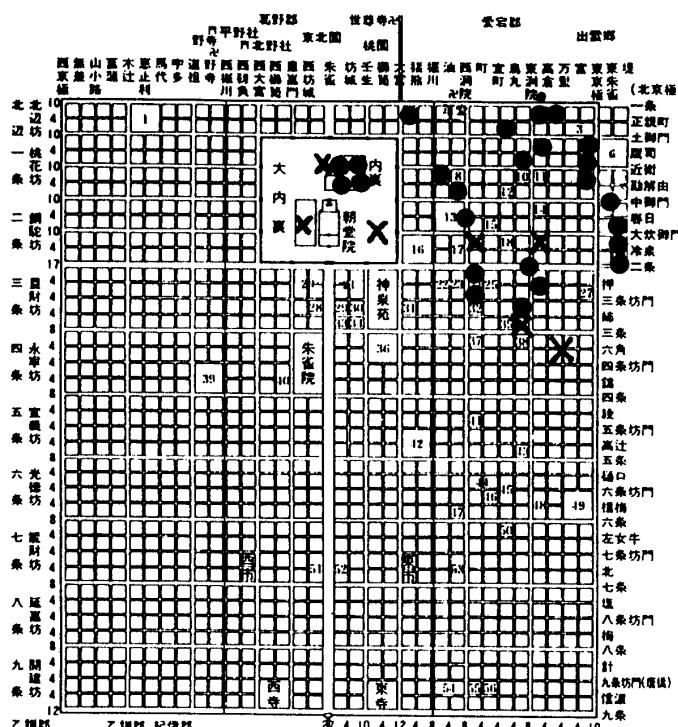
- 子時許南方有火、從室町西、從町尻東、濟家朝臣・信通等家、出東河誤 (長和五年九月二日条)

- 寅時許二条与西東洞院燒亡、是皇后宮御領、修理大夫住其東、町尻面、故高二位家同燒了、及夕雨降。 (長和五年十二月十日条)

- 丑時許東有火、是越前守令尹家物、依高倉大將家等近遣人、還來申、依北風無殊者、只彼家屋二屋燒了者。 (寛仁元年二月二十四日条)

- 亥時南方有火、遣隨身、帰来申云、三条南小道 従万里小道西者、五十家許云、
(寛仁三年正月十三日条)
- 亥時許未申方有火、遣隨身、帰来云、左衛門督住為盛宅、乍驚行向、渡道成宅後至着、
摂政途中來會同行 (寛仁三年二月三日条)

火事の際の道長の行動分類



図②

● 報告を受けて行動に移した場所

× 報告だけで終わっている場

この頃には火事に際してその状況を天皇に報告する焼亡奏が設けられていた⁹。檢非違使等は報告と内裏への出向が定められている。内裏焼亡の際には大臣以下も内裏に馳せ参じ待機することが義務づけられていた。貴族の邸宅が焼亡したときは、貴族も自ら現場に駆けつけ、消火に従事することが原則であった。またこうした行動は身分の下の者が上の者に対して行うものであり、逆は原則としてありえない¹⁰。平安京における火災への対応は、単に消火や家財道具の運搬だけでなく、現在社会でも見られる様な「火事見舞い」的要素を多分に含んでいるものである。駆けつけたり或いは従者を遣わすことで、お互いの関係を確認する場にもなっていたと考えられる。

このような観点で地図①を見ると、道長の人間関係の範囲は「京」域の四条大路以北にほぼ限られ、日常生活での範囲とは疎かになっていることが分かる。

そこで「京」域の境界を示す具体的な場所や大路が記されていないか調べてみたが、はっきりしたものはないかった。地図①で明らかなように寺社あるいは別業など郊外への参詣や出遊は数多くあつたこもかかわらず、京城を意識する記述はほとんどみられなかった。また行き先は明示してあってもそこへ至るまでの道程におほとんど言及していない。

例えば中宮が大原野に参詣した際の記述も、大内裏西門から出発したことは記されていても、どの大路から西へ向かったのかは全く書かれていません¹。

宇治への出遊の記録は十三回もあるにもかかわらず、「宇治に行く」「宇治に着く」と記載されているだけで、その正確な行き方はわからない。たた賀茂河尻から舟に乗り換えて来したことだけは記されている²。

唯一、金峰山詣の際の記述では、「羅城門より出、鴨河尻において舟に乗る。」と記されており羅城門が境界の役割をはたしていたことがわかる³。但し羅城門に関しては天元三年（980）には大暴風雨により顛倒しており、さらに治安三年（1024）には道長の命により礎石が抜き取られ法成寺堂宇の礎石に使われている⁴。

のことから、十一世紀の初めにはすでに羅城門は都城の正門としての機能を失ない、同様に羅城門から大内裏に続く朱雀大路もメインストリートとしての役割を殆ど失っていたと考えられる。

そうなると、平安京の右京（この頃は西京）と左京（京）は、単に朱雀大路を中心に東と西に振り分けられた行政区の名称ではなくなり、「京」という一つの都市的空间の西側に「西京」という別の地域が隣り合っている、という理解が必要になってこよう。

そこで道長は「京」空間をどのように認識していたのかを、用例によって考察を試みた。「京」という言葉は十七回現れ、「入京」「到京」「著京」「帰京」「就京」「還來京」「出京」「京中」などの表現で使われてはいるが、京城を示すような具体的な場所は特定できなかった。以下に「京」の使用例を示す。

○亥了許到京、（宇治→京）（長保六年九月二十二日条）

この場合、賀茂河尻を鳥羽辺り、即ち鴨川と桂川の合流地点と仮定すると、そこで舟をおりて羅城門から入る、と言うコースになる。しかし、賀茂河尻を九条坊門の唐橋を出たところと考えると、法性寺造営で整備された道を利用して九条坊門から入る、というコースになる。

○満正朝臣夜部入京、馬従正獻、（陸奥→京）（長保六年十二月二十七日条）

当時、関東から京に入る場合は、栗田口から三条に向かう道が一般的であったことから三条京極辺りと考えられる。

○日依無井水、渡枇杷殿、掃水出仍還來、從夏旱猶同、京中井水、四条以北盡、至鴨河邊、同河三条以北盡、上下人、入枇杷殿、水用之。（寛弘元年十一月七日条）

ここでは、京中、即ち四条以北の井泉が涸れ、鴨川辺りでも三条以北は同じ有様である、と記しており、道長の考える「京」域が四条以北と捉えることができる。

○午後雨下、京邊水多出、堤所所破損。（寛弘七年七月八日条）

鴨川の堤は一条にあり、近衛御門末まで流路の付け替えを行っている。その堤が決壊し水があふれ出たわけであるから、ここでいう京邊とは、一条から近衛御門末までを指していると考えられる。

結論

以上のことから、道長は平安京内部の空間を、等質ではなく幾つかの領域に分類した認識をしていた、と考えられる。特に「西京」に対しては関心が希薄で明らかに「京」空間とは異なる領域と

して捉えていた。また、道長の日常生活に於ける行動領域や、火事に際して見受けられる行動パターンから道長の生活空間が「京」域内特に四条以北の範囲内であることが明らかになった。しかもこの領域は、道長自身が無意識のうちに認識している「京」域と重なっている。即ち、人が都市の領域を認識する時は、単に景観的な概念によってではなく、人間関係に基づいて形成されていたことが明らかとなった。

注)

- ¹ 丁丑。詔。云々。山勢實合前聞。云々。此國山河襟帶。自然作城。因斯形勝。可制新號。宜改山背國為山城國又子來之民。謳歌之輩。異口同辭。號曰平安京。（「日本後紀」卷第三）
- ² 小島 憲之「本朝文粹」（「日本古典文学大系」第69巻 岩波書店）
- ³ 平安京の都市化への展開に関する論文
村井康彦 「官力町の形成と変質」（「古代国家解体過程の研究」岩波書店）
高橋康夫 「京都中世都市史研究」思文閣出版
藤井このみ「平安京の変質と小路名」（「日本史研究」1993）
北村優季 「平安京」（吉川弘文館、1995）
小寺武久 「平安京の空間的変遷に関する一考察」（日本建築学会論文報告集165, 166号。）
- ⁴ 拙稿 佐々木日嘉里「平安京京城の変遷に関する住民意識の変化について」
「福井工業大学紀要」第25号1995, pp. 1-10.
佐々木日嘉里「女房文学における都市認識の欠如」「福井工業大学紀要」第26号1996, pp. 15-24.
佐々木日嘉里「『榮華物語』『大鏡』に現れる平安時代の都市区間認識」
「日本建築学会近畿支部研究報告集」平成9年度pp.385-388
- ⁵ 「御堂闇白記 自筆本」1～5（「陽明叢書記録文書編」第一 陽明文庫編 思文閣出版）
「御堂闇白記」（「大日本古記録」12～1～3 東京大学史料編纂所 編纂 岩波書店）
「御堂闇白記」上巻、下巻（「日本古典全集」與謝野寛、正宗敦夫 編 現代思潮社）
- ⁶ 「御堂御記抄」（「大日本古記録」12～1～3 東京大学史料編纂所 編纂 岩波書店）
- ⁷ 山中 裕 「摂關時代と古記録」（編、吉川弘文館）「古記録と日記」上巻、下巻（編、思文閣出版）
- ⁸ 拙稿 注4前掲
- ⁹ 「禁秘抄考註」焼亡奏
「有燒亡之時馳向檢非違使等參內列立殿上口藏人下達殿上判官或加列、」「殿上判官六位藏人兼之、」「尉下志上也殿上藏人於他所立正下五位上或立從上五位上兩說也但此時多立尉歟藏人聞奏狀進朝餉南邊如申奏也。」「侍中都要白 檢非違使等參隨障付藏人奏之藏人儲畢參御前奏云檢非違使等令奏 其大路其方東西南北其大路其 方之小路東西 南北若干家燒亡火起失火見參官左佐某、右佐某左政入某姓某右政入某姓某左志某姓某左府生某姓某右府生某等名奏出。」
- ¹⁰ 京樂 真帆子「平安京における都市の転成」（「日本史研究」415 1997）
- ¹¹ 「女方乘車、共奉諸司參入、卯二點寄御輿、從西門、午刻著社頭、申時初事、此間微雨下、（略）酉時還、亥時參入大内、尚侍着土御門、」（寛弘二年三月八日条）
- ¹² 「辰時行宇治、同道入々自道出會、是前定也、於賀茂河尻乘舟、戌時許至着。」（長和二年十月六日条）
- ¹³ 「從中御門行西、從大宮出南、從二条至朱雀門大路、社橋下解除、出從等城門、鴨河尻乘舟（略）
(寛弘四年八月二日条)
- ¹⁴ 「大暴雨により翻倒」した記述は「日本紀略」（天元三年七月九日条）
「羅城門の石曳き」の記述は「小右記」（治安三年六月十一日条）
(平成9年12月5日受理)